

ご存じですか？

障害者差別解消法

4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されています。この法律は、「障がい」を理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、暮らし、学び、働くことができる「共生社会」をつくることを目指しています。

どんな人が対象になるの？

障がい者手帳を持っている人だけではありません。身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む)のある人、その他心身の障がいのある人で、障がいや社会の中にある障壁(道路の段差等物理的

な事物、障がいのある人にとって利用しづらい制度・慣習・文化など)により、日常生活や社会生活に相応な制限を受けているすべての人(障がい児も含む)が対象です。

障害者差別解消法のポイント

不当な差別的取り扱いの禁止！

障がいのある人に対して、「正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否する」「サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限する」「障がいのない人にはつけない条件をつける」ことなどが禁止されます。
正当な理由がある場合は、障がいのある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

合理的配慮の提供を！

合理的配慮とは、障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。
負担が重すぎる場合は、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、他の方法を提案することや、話し合っ理解を得るよう努めることが大切です。

行政機関と民間事業者(会社・お店)に対して、「障がいを理由とする差別」の禁止を求めています。

「障がいを理由とする差別」には、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の2種類があります。



障害福祉課 長谷啓弘

【不当な差別的取り扱いの具体例】

- 障がいがあるというだけで…
- 受付の対応を拒否する。
- 本人を無視して、介助者や付き添いの人だけに話しかける。
- 学校の受験や入学を拒否する。
- アパートなどを借りる際に、「障がい者向け物件はない」と対応しない。
- 保護者や介護者が一緒にいないことや、車椅子を利用していることを理由に、飲食店への入店を拒む。



配慮の内容は、障がい特性や場面状況に応じて異なります。例えば、車椅子を利用して入館している人に対して段差がある場所で補助をする、スロープを用意する、といったことが合理的配慮の例としてあげられます。



芦屋市での取り組み

平成28年4月1日	「芦屋市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の制定	職員が仕事を行うに当たり、障がいを理由とした差別を行わないよう適切に対応するための事項を定めています。
平成28年5月	障がいを理由とする差別に関する意識調査	職員に対して、障がいを理由とする差別に対する意識などを調査し、研修会等に生かしています。
平成28年6月1日	「障害者差別解消法」に関する研修会	職員が障害者差別解消法や職員対応要領について理解を深めるために研修会を開催しました。
平成28年8月	広報あしや・市ホームページで、障がいを理由とする差別等の事例募集	市内に居住・通勤・通学・通所しているかたを対象として、「障がいを理由とした差別と思われる事例」・「障がいがある人への配慮の好事例」を広報あしや・市ホームページで募集しました。障がいを理由とする差別等を受けられたかたは、障害福祉課・障がい者相談支援事業へご相談ください。
平成28年11月1日	障がい者差別解消支援地域協議会	地域のさまざまな関係機関(学識経験者・司法関係者・保健、医療関係者・教育関係者・障がい者団体関係者・社会福祉団体関係者・商工、労働機関関係者・相談支援機関関係者・行政関係者)が集まり、地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有するとともに、関係機関等の役割に応じて、障がい者差別に関する問題解決、発生防止等を図るためのネットワークを構築しています。